

新潟市ひまわりクラブ 指導員行動規範

- ひまわりクラブにおいては、指導員の行動や言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって指導員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、指導内容の向上に努めなければならない。

- 指導員に求められる倫理には、以下のようなことが考えられる。
 - (1) 子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること
 - (2) 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること
 - (3) 保護者との対応・信頼関係の構築に関すること
 - (4) 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること
 - (5) 指導員としての資質の向上と相互協力に関すること
 - (6) 事業の公共性の維持に関すること

- ひまわりクラブの事業目的とその機能・役割から、求められる指導員の役割を整理すると以下のよう
なことが考えられる。
 - (1) 一人ひとりの子どもの状況を把握する。
 - ・ 一人ひとりの子どもの出席と帰宅の状況を確認する。
 - ・ 子どもの健康状態を把握し、必要な場合は適切な処置をし、保護者等に連絡をとる。
 - ・ 子どもの情緒、行動に配慮し、落ち着いて過ごせるようにする。
 - (2) 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる。
 - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間に配慮し、年齢にふさわしい生活と遊びの空間を創り出す。
 - ・ 子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、その区切りを柔軟に活用しながら子ども自身が見通しを持って円滑に過ごせるよう工夫する。
 - (3) ひまわりクラブで過ごす上で必要な基本的な生活習慣を身に付けることを援助する。
 - ・ 着替えや手洗い、自分の持ち物の管理など身の回りのことについて援助しつつ習得させる。
 - ・ 子どもたちが集団の中で守るべきルールを理解し、求められる生活上の役割について協力・分担して行えるように援助する。
 - (4) 遊びや諸活動を通じて、子ども一人ひとりの生活を支え、発達を促す。
 - ・ 遊べる環境・素材を用意し、子ども自身が創意工夫して活動できるように援助する。
 - ・ 子ども一人ひとりの居場所をつくることを心がけながら、子どもが自らの体験を通して学んでいくことを援助する。
 - (5) 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく。
 - ・ 遊びや諸活動におけるリスク管理を適切に行い、子どもが周りの状況や自分の身体能力・体調等を考えて危険回避できるように援助する。
 - ・ けが等が生じた場合は、その状況や背景を把握して、子どもの気持ちに配慮した対応をする。
 - ・ 事故やけが等が発生した場合は、「新潟市ひまわりクラブの危機管理」に準じて速やかに対応する。

- (6) 保護者との伝え合いを通じて、保護者が働く家庭の生活を支える。
- ・ひまわりクラブでの子どもの様子を保護者等に伝えることにより、子どもをみる視点を保護者等とひまわりクラブで補い合い、保護者が安心して子育てと就労を両立できるように支える。
- (7) 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする。
- ・ひまわりクラブの子どもが、ひまわりクラブ以外の子どもと一緒に遊び交流できるように配慮する。
 - ・ひまわりクラブが地域と交流できるように、保護者等と協力して地域の子どもや大人と触れ合う機会を創り出すよう意識する。
- (8) 学校や地域、その他関係機関との連携を図る。
- ・下校時における子どもの安全や学校での状況にも配慮した上で、放課後を過ごせるように、学校との日常的な連携を図る。
 - ・子どもの生活と発達の連続性が確保されるように、学校や関係機関との連携を深め、必要に応じて子どもや保護者に援助を行えるようにする。
 - ・家庭環境や子どもの発達等のことで支援が必要となる場合には、事務局との連携のもと、市区町村の担当窓口や児童相談所、その他の関係機関との連携を図り、子どもと保護者に必要な援助を行えるようにする。

新潟市ひまわりクラブの危機管理

目 次

はじめに	1
I クラブの危機予防対策	2
1 危機予防の共通理解と徹底	2
2 危機場面の想定	2
3 各種訓練・安全点検・実態調査等の実施	2
4 各クラブ間及び関係諸機関との情報交換	2
II 事故発生時の危機管理マニュアル	3
1 けが等の事故が発生した場合の具体的な対応	3
2 不審者侵入時及びそれに備えての具体的な対応	3
3 児童行方不明発生時及びそれに備えての具体的な対応	5
4 火災発生時及びそれに備えての具体的な対応	5
III 自然災害発生時の対応マニュアル	7
1 想定される危機場面及び対応への基本的な構え	7
2 自然災害の発生した場合の具体的な対応	7
(1) 地震（津波等）	7
(2) 台風（竜巻・大風）	8
(3) 水害（豪雨）	11
(4) 大停電	12
IV 感染症等の対応マニュアル	13
1 集団風邪等に係る具体的な対応	13
別紙	
1 事故発生時の対応手順【重度】	15
【中・軽度】	16
2 児童行方不明時の対応手順	17
3 感染症の対応手順	18
参考	
1 通知文書	19～22
・ 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」	
・ 「通学路等における子どもの安全確保のための指針」	
・ 「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」	

はじめに

ひまわりクラブでは、多くの児童が毎日元気に活動しています。

指導員は、これらの児童の生命と安全を守ることに十分配慮し、日々の指導に当たっています。

しかし、クラブの児童がかかわる事故は、活動中や休憩中にケガをしたというものばかりでなく、いじめ、不審者の侵入、火災、交通事故、地震、台風、水害、停電、おやつによる食中毒等さまざまなものが想定されています。

とりわけ近年は、不審者や変質者による事件が多発しており、憂慮する事態となっております。幼い児童が巻き込まれることが多く、最悪の場合は、殺害されるというような深刻な事件も発生しており、今まで以上の危機意識をもって、児童の安全確保に努めなければなりません。

そのため、平成18年3月に、本冊子「新潟市ひまわりクラブの危機管理」の内容を全面的に見直しました。従来の「事故が発生した場合のクラブでの具体的な対応」「台風等の非常事態におけるひまわりクラブの開設・閉設について」等を含め、児童にかかわる主な危機場面について、より具体的な動きがとれるように再検討し、対応マニュアルを改訂しました。

さらに、平成20年3月に事故発生時の対応手順については、より分かりやすく、より適切な対応ができるようにするため、図で示しました。(三つ折用紙)

そして、今回、東日本大震災などの大災害が頻繁に起きる中、ひまわりクラブ運営委員会に諮問し、より実態に沿った対応を分かりやすく文言も検討し、全面的に改訂しました。

各クラブでは、日ごろから、児童自身にも危険を予測し回避する力を培うことに努めて、万が一、事故が発生したとしても、被害を最小限度にとどめることができることを願っております。

平成25年3月改訂

I クラブの危機予防対策

1 危機予防の共通理解と徹底 = 危機管理の第一は予防

- (1) 定期的に危機場면을想定して、注意を払う。
- ① 年度初めの指導員間の打ち合わせで、クラブでの危機場면을想定し対応を考える。
 - ② マスコミ等の情報を活用して、児童の注意を喚起する。
- (2) 危機に備えて、点検、調査、訓練を徹底する。
(方法等は各クラブで工夫する。)

2 危機場面の想定 = ひまわりクラブの主な危機場面を知る。

- (1) 児童にかかわること
- ① いじめ ② 登所拒否 ③ ひまわりクラブ内での大けが等 (集団・自由遊び等、活動中・休憩時)
 - ④ 施設外活動における事故 (遠足・見学等) ⑤ 登所時・帰宅時の交通事故やけが
 - ⑥ 火災等 (火いたずら・放火) ⑦ 不審者の侵入 ⑧ 変質者によるいたずら
 - ⑨ 帰宅が遅い (迷子・誘拐等) ⑩ おやつによる食中毒…
- (2) 自然災害・クラブ施設等にかかわること
- ① 地震 (津波等) ② 台風 (竜巻・大風) ③ 水害 ④ 大停電 ⑤ 雪害
 - ⑥ 落雷 ⑦ 施設の不備による事故 ⑧ 火災 ⑨ クラブ侵入 ⑩ 盗難…

3 各種訓練・安全点検・実態調査等の実施

- ① 各種避難訓練 ② 集団帰宅 ③ 保護者への児童引渡し
- ④ 施設設備、遊具等の安全点検 ⑤ 施設外活動等の事前調査
- ⑥ はさみ、ナイフ等の危険物の管理

4 各クラブ間及び関係諸機関との情報交換

- ① 不審者・変質者出没情報 ② 台風等災害対応情報

Ⅱ 事故発生時の危機管理マニュアル

1 けが等の事故が発生した場合の具体的な対応

- (1) 重度なけが等の場合…P.15 に記載。
- (2) 中・軽度なけが等の場合…P.16 に記載。
- (3) その他の留意事項
 - ① 医師と面談しなければならない状況があることを想定し、けがの状況を詳しく観察して、正確に伝えることができるようにする。
 - ② 通院の事態になった場合は、保護者に次のような内容を伝える。
 - ア けがが完治するまで通院すること。
 - イ 診察券や医院に支払った領収書は、保険請求書を提出する際に必要なので、保存しておくこと。
 - ウ 完治した時点で、ひまわりクラブへその旨連絡すること。

2 不審者侵入時及びそれに備えての具体的な対応

- (1) 施設内（敷地内を含む）に不審者が侵入したときの対応
 - ① 指導員は防犯ベルを鳴らすとともに、ココセコムスイッチを押し、施設内の児童や隣接の人に、「〇〇ひまわりに不審者が侵入しました」と大声で、異常の発生を知らせる。
 - ② 指導員は、児童へ避難の指示を出す。（「学校のグラウンドへ逃げなさい」「〇〇へ逃げなさい」等、短く、分かりやすい表現を用いて）
 - ③ 児童も指導員も逃げることを最優先に考える。
児童に危害を加え、やむを得ず応戦しなければならないときには、児童に避難の指示を出しながら、椅子、消火器等の物を使って応戦する。
 - ④ 避難後、指導員は児童管理にあたる。
 - ⑤ 電話可能な段階で、次の所へ、順次、通報する。
 - ア 119番（けが人がいる場合）
 - イ 110番
 - ウ 保護者
 - エ 社協（第1報）
- (2) 防犯ベル使用に関する留意事項
 - ① 設置数と設置場所
各クラブ2個を事務室やホール等に設置する。各クラブの施設の状況に合わせて設置場所を決め、指導員間で設置場所を確認しておく。

② 児童への指導

不審者の侵入の際の動きを指導しておく。それとともに、命を守る大切な道具であることを理解させ、決していたずら等で鳴らさないように指導する。

(3) 児童への指導にあたっての留意事項（主として、不審者侵入時を想定した場合）

- ① 低学年の発達段階を考慮し、場面を具体的に想定させながら、避難を最優先に考えて指導にあたる。
- ② 命を守るための大切なことからであることを、児童一人一人にしっかりと理解させる。
- ③ いたずらに恐怖心をあおったり、人に対しての不信感を過剰にもたせたりしないようにする。
- ④ 不審者のとらえ方（凶器を持っている・誰だかわからないなど）とそれらの人に出会った時の対応を、個々の児童の発達段階に応じて教える。
- ⑤ テレビ報道や近隣の類似の事件等、事例に基づいて具体的な指導をする。学校との情報交換をこまめに行い、可能なかぎり、歩調を合わせて指導にあたる。
（「きょうはイカのおすし」の徹底など）

(4) 同類の事案（不審者・変質者の出没）及び、それに備えての対応

- ① 「保護者が来ることができないので、保護者に頼まれて代わりに迎えに来た」と他人が訪れたときは、その事実を必ず保護者に確かめる。事前に迎えに来られないことが分かっている場合は、連絡帳、電話等で、保護者から直接連絡をもらう。
- ② 保護者以外からの面会や連れ出しの申し出があった場合は、保護者へ必ず連絡し了解を得る。その後、指導員の立会いのもとで間違いのない人物だと十分に確認してから許可する。多分だいじょうぶだろう、といった推測のもとで許可することをしてはならない。
- ③ 学校～クラブ～家庭への帰路（施設外での活動を含む）は、極力一人にしない配慮や働きかけをする。
 - ア クラブから、日没後に帰らざるを得ないときは、子どもの安全を最優先にする立場から、児童の安全を粘り強く保護者に働きかけ、了解を得ることに努める。それも、無理な状況ならば、保護者と、子どもの安全確保を図る策を協議する。
 - イ 事情により、日没後になっても保護者等による迎えが困難な状況である場合は、保護者のお迎えを必ず願う。
- ④ 次のような状況があった際は、児童の送迎をお願いする必要があることを、事前に便りや保護者会等で、保護者に確実に知らせておく。
 - 不審者情報及び事故報告が頻繁に届くなど、児童の安全に深刻な危機感を抱かざるを得ないとき。
- ⑤ 日ごろから、児童自身の危機予測・回避能力を身に付けさせることに努める。
 - ア 通学安全マップ等や住宅地図等の活用により、日ごろ、よく通る道路の危険箇所を、一人一人の子どもに確認させる機会をつくる。
 - イ 不審者・変質者に声をかけられたり、身体に触られたりしたときは、大きな声で叫びながら、近くの人に助けを求め、近くの家や店に逃げ込むよう、指導しておく。
（いざという場合、「子ども110番」をさがす余裕がないことを分からせる）
 - ウ 寄り道をせず、まっすぐ帰宅することを習慣化できるようにする。

- エ 児童に「子ども110番」の意味を説明する。
- 子どもたちに何か起きて駆け込んできたとき…
 - ・ 子どもたちを保護してくれる。(事情を聞いてくれる。)
 - ・ 必要に応じて警察や学校に連絡してくれる。
- ⑥ 不審者や変質者と遭遇した子どもには、十分に心のケアに努める。
該当する子どもから知らせを聞いたら、警察（交番）に通報する。また、保護者、学校、社協に連絡し、他の児童への注意を喚起する。
- ⑦ けが人がいた場合は、前掲の「けが等の事故が発生した場合の具体的な対応」に準じて対処する。

3 児童行方不明発生時及びそれに備えての具体的な対応

- (1) 児童行方不明時の対応…P.17に記載。
- (2) 一人帰り児童の「家の鍵」の紛失や置き忘れを防止する。
- ① 個々の児童の「家の鍵」の安全な管理について保護者と協議する。
 - ② クラブで「家の鍵」をロッカー等に放置することを避け、ロッカーのカバン内に取り付けたり、肌身離さないように保管したりする。
 - ③ 指導員は、児童の帰宅時に「家の鍵」を持っているか等の問いかけをする。
- (3) 一人帰りをする場合の安全確保を、具体的な状況に応じて指導する。
- ① 顔見知りの人でも、ついて行ったり誘いに乗ったりしないように指導する。
 - ② 決められた帰宅経路以外に寄り道をしないように指導する。
 - ③ 決められた帰宅方法以外の場合は、家の人の許可を得ることを指導する。
 - ④ 習い事などを含めて様々な事情による児童のみの帰宅は、退所時に安全確保の声掛けをまめにする。
 - ⑤ 学年の発達段階に合わせて、自分の安全は自分で守ることを自覚させる。
- (4) 児童の帰宅にかかわる管理を明確にする。
- ① 下校後のクラブへの入所時刻の管理を厳密にする。
 - ② 一人帰りの様子を児童から聞きながら、随時保護者と連絡・相談を取り合う。

4 火災発生時及びそれに備えての具体的な対応

- (1) 集団での活動時に火災が発生したときの対応
- ① 直ちに活動を中止、状況を把握して119番に通報する。
 - ② 状況把握に基づき、指導員が指揮をして、速やかに避難行動をとる。
 - ア 窓閉め、ストーブ、コンロ等、火気の消火を確認する。
 - イ 活動場所以外のトイレ、和室、事務室等に児童がいないか探索、保護に当たる。
 - ウ 笛、児童出席簿、非常連絡網（非常時に連絡先を明示したもの）
 - エ 上履きのまま、状況により素足で避難し、学用品などは持ち出さない。
 - オ 正規指導員は先頭と後尾につき、加配指導員は中間の要所につく。
 - カ 隣接の施設、民家にも火災発生を伝える。
 - ③ 第1避難場所に避難後、けが等の有無、人数確認を確実に行う。
 - ④ 状況に応じて、さらに第2避難場所に移動する。

- ⑤ 避難完了し、児童の安全確保後、可能な範囲で消火活動をする。
 - ⑥ 可能な時点で、速やかに、社協と警察に電話で、状況の第1報をする。
 - クラブ名、いつ、どこで、どのように起こり、どう対応しているか
 - ⑦ 以後の措置を決定する。
 - ア 児童を帰宅させるか、在所させるか。帰宅させる場合は、指導員引率か、迎え要請か。
 - イ 後始末等をどうするか(ただし、警察等の現場検証終了までは、手をつけない)
 - ウ 今後の保育活動の計画をどうするか。
 - ⑧ 状況を保護者に電話連絡し、必要によって迎えを要請する。
 - 保護者への引き渡しは正規指導員の指示による。
 - ⑨ 鎮火後、社協に電話で第2報をする。
 - 被害の状況、火災の原因、今後の措置等。
 - ⑩ 関係機関、保護者、近隣の方にお詫びとお礼をする。(直接口頭または文書で)
 - ⑪ 必要に応じて、社協等関係機関へ事故報告書を提出する。
- (2) 休憩時等、児童が分散している時に火災が発生したときの対応
- ① 防犯ベル、笛等で火災発生を全児童と職員に通報する。
 - ② 児童には、次の行動マニュアルに従って、指導員の指示を受けながら行動させる。
 - 児童行動マニュアル(日ごろから、指導の徹底を図っておく)
 - ・口を閉じ、その場で通報や指示を聞く。
 - ・近くの児童が派生的にグループをつくり、上級生がリーダーとなり、指示された場所に避難する。学用品などは絶対に取りに戻らない。
 - ③ 通報と同時に状況把握をし、大声ではっきりと避難する場所、経路を指示する。
 - ④ トイレ、和室、事務室等に児童がいなか探索、保護に当たる。
 - ⑤ 以下、集団での活動時の対応に準じる。
- (3) 火災を想定した避難訓練の実施要領
- ① 訓練を通して確認、徹底する事項
 - ア 火災発生の通報(合図) イ 非常口、経路、避難場所
 - ウ 指導員の探索、誘導 エ 関係機関への連絡 オ 児童の行動マニュアル 等
 - ② 訓練の実際例
 - ア 「今から避難訓練を行います」…防犯ベル、笛等で火災発生を通報。
 - イ 「全員静かに先生の言う通りに行動してください」…2回繰り返す。指導員の誘導位置は先頭と後尾、状況により中間にもつく。
 - ウ 指導員は、役割分担により探索、残っている児童がいなか確認。
 - エ 避難完了後、さらに人員の確認。
 - オ 訓練の評価…児童の真剣さ、指示の適切さ、探索・誘導等の正確さ等
 - ③ 配慮事項
 - ア 命を守るための大切な訓練であることを児童に理解させ、真剣に取り組ませる。
 - イ 隣接する施設や住民に訓練であることを知らせ、混乱しないように心がける。
 - ウ 可能であれば、消防署に協力を依頼し、訓練を見てもらい指導を受けることが効果的である。

Ⅲ 自然災害発生時の対応マニュアル

1 想定される危機場面及び対応への基本的な構え

(1) 想定される危機場面

- ① 地震（津波等） ② 台風（竜巻・大風） ③ 水害（豪雨）
- ④ 大停電 ⑤ 雪害 ⑥ 落雷等

(2) 対応への基本的な構え

- ① 緊急時の連絡体制を確立しておく。…緊急連絡先一覧の作成
- ② 適切かつ迅速な判断・処理ができるように努める。
 - ア 第一に、児童の生命の安全を考えた指示や行動を心がける。
 - イ 万が一、指示・伝達が途絶えたり、聴取不能だったりした場合は、児童の心的な面や天候、地理的条件を勘案して行動する。
 - ウ 児童の動揺が拡大しないように災害の概要を正しく伝え、不安の除去に努める。
 - エ 日ごろから、危機場面に遭遇した場合の対応を指導員同士で協議しておく。
- ③ 事後、誠実な対応ができるように努める。
 - ア 児童、保護者、関係学校・諸機関への事故報告、謝辞等をていねいに行う。
 - イ 正確かつ詳細な記録をとっておく。

2 実際の対応と行動マニュアル

(1) 地震（津波等）

- ① 在所時の児童行動マニュアル
 - ア 指導員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
 - イ 安全な場所に身をかがめて、最初の揺れがおさまるまで行動を起こさない。深呼吸などして、気持ちを落ち着ける。
 - ウ 近くのドアや窓を開け、逃げられるようにする。
 - エ 教科書、カバンなど何も持たずに外に出る。
 - オ 外に出るときは、まわりに注意する。体、特に頭上から落ちてくるものやガラスの破片に気をつける。
 - カ おさない！ はしらない！ しゃべらない！ もどらない！
- ② 在所時の児童の居場所別行動マニュアル
 - ア ホール（遊戯室）…壁や窓から離れて部屋の中央にしゃがむ。
 - イ 和室（学習室）…壁、窓、柵から離れて部屋の中央にしゃがむ。
 - ウ トイレ…その場にしゃがむ。入っている時は、戸を少し開ける。
 - エ グラウンド・外…建物や遊具から離れて、しゃがむ。
 - オ 玄関・駐車場…止めてある車の前後から離れる。
 - カ プール…すぐにプールサイドに上がり、その場にしゃがむ。

- ③ 危険な場所情報・・・児童に近寄らないように、そばにいるときはすぐに離れるように指導し、日ごろから徹底しておく。
- ア 蛍光灯、水銀灯などの下・・・落下、破損の危険
 - イ 本棚、食器棚などの脇・・・倒れたり、上から物が落下したりする危険
 - ウ クラブの施設や建物のそば・・・ガラス、瓦、壁等の落下の危険
 - エ バスケットゴール・サッカーゴール・バックネット等のそば・・・転倒の危険
- ④ 避難誘導の指導員の対応
- ア 揺れを感じたら、直ちに活動を中止、児童を安全に避難させる。
 - イ 出入り口を開けて、避難口を確保する。
 - ウ 電源を切り、ストーブやガスの元栓を閉める。
 - エ 揺れている時は、児童を絶対に動かさない。
 - オ 児童には明確で具体的な短い指示を、大きな声で一回に一つだけ出す。
 - カ うろたえている児童や指示を聞かない児童には、強く指示を出す。
 - キ 障がいのある児童等は、児童の手を引いて誘導避難する。
- ⑤ 避難の実際
- ア 施設に残っている児童を探索し、保護する。
 - イ けが人を確認し、応急措置をする。
 - ウ 緊急連絡簿を持ち出す。
 - エ ラジオ等で情報を収集し、地震の規模や被害等を確認する。
 - オ 状況により第2避難所へ移動する。
- ⑥ 以後の措置決定
- ア 児童を帰宅させるか在所させるか。帰宅させる場合は、指導員引率か迎え要請か。
 - イ 交通遮断の場合の措置を検討する。(電話等不通の場合)
 - ウ 保護者に状況や今後の措置について電話連絡する。
 - エ 施設の復旧活動の再開等は、社協と連絡協議。
- ⑦ その他の留意事項
- ア 地震の規模、被害により、状況把握や社協への連絡がしにくい事態が生じた場合は、可能な時点で速やかに社協へ状況と対応を報告し、指示を受ける。
 - イ 地震発生時は、開設時・閉設時に関わらず、TV・ラジオ等の報道によりできるだけ速やかに新潟市内における震度を確認し、各クラブの所在する区ではなく、新潟市内において1ヶ所でも震度4以上が観測された場合、以下の通りの対応とする。
 - 開設時

事務局からの確認によらず、自主的に施設や児童の状況について「安全点検票」に記載し(児童の状況については「連絡事項」欄に記載)、事務局にFAXを送信する。また、その際は原則的に保護者がお迎えを実施するよう、事前に周知しておくこととする。
 - 閉設時

2名の正規指導員もしくは小規模・産育休・欠員代替指導員が施設に出向き、異状の有無を確認する。ただし、当日、2名の都合がつかない場合に限り、1名でもよい。その結果を「安全点検票」に記入し、事務局にFAXを送信する。FAXが

不可能な場合は、電話連絡をする。

施設に出向く順番は、①正規 ②小規模・産育休・欠員代替とする。

さらに、正規指導員間でも、予め順番を決めておく。

指定されたいずれの指導員も都合のつかない状況が発生した場合は、順番の最後に指定された指導員が、事務局にその旨を電話連絡する。

(2) 台風（竜巻・大風）

① 台風等の非常事態におけるひまわりクラブの開設・閉設について

台風等の非常事態で、学校による児童の安全確保措置に対して、ひまわりクラブは次のように対応する。ただし、台風の規模や進路、通過時間などを考慮し、事務局の指示により、対応を変更する場合もある。

また、台風の大きさや通過コース・時間帯等により、クラブ運営等に危険が見込まれるときは閉鎖する場合がある。

ア 学校が休校のとき

→ひまわりクラブは、原則「開設」する。

- 午前8時から開設する。
- 安全確保のため、保護者等により児童をクラブまで送ってもらい、直接指導員に引き渡してもらうようにする

イ 学校が放課時刻を早めるとき

→ひまわりクラブは、原則「開設」する。

- 学校と連携し、放課時刻に合わせて開設する。
- 給食前の放課の場合は、昼食の用意についておやつの上げで対応をすることを保護者に周知する。

ウ 学校が始業時刻を遅らせるとき

→ひまわりクラブは、原則「開設」する。

- 学校と連携しながら午前8時から始業時刻まで開設する。
- 安全確保のため、保護者等により児童をクラブまで送ってもらい、直接指導員に引き渡してもらうようにする。
- 安全に配慮しながら、クラブから学校の始業時刻に合わせ、学校と連絡を取りながら、複数の指導員が引率し児童を登校させる。

エ 学校が長期休業日等のときの対応

→ひまわりクラブは、原則「開設」する。

- 保護者等により児童を送ってもらう対応が必要な場合は、前日までに事務局からクラブへ連絡をする。その後、クラブは保護者へ連絡を行う。
- 午前8時から開設する。
- 安全確保のため、保護者等により児童をクラブまで送ってもらい、直接指導員に引き渡してもらうようにする。

- ② 上記により、児童が在所している時の対応
- ア 風雨がおさまるまで、クラブで待機をさせ、安全確保に努める。
 - イ 情報収集に努め、安全を確認してから自宅へ帰す。状況によっては保護者のお迎えを要請する。
 - ウ 施設及び児童に異状があった時は、社協に連絡・相談し、指示を受ける。
- ③ 児童への指導
- ア 強い風雨がおさまっても、しばらくすると吹き返しの強い風がくること。
 - イ 瓦、木の枝などが飛んで来る危険も考えられるので、注意が必要であること。
 - ウ 電線が切れ、垂れ下がっていることもあるので、電線には絶対に触らないこと。
 - エ 傘や帽子が風に飛ばされても、あわてて追いかけて道路に飛び出すようなことをしないこと。
- ④ 事前準備
- ア 小学校との連絡方法を確認する。
 - イ 休校等の措置が取られた場合のクラブの対応を伝達しておく。
- ⑤ 情報収集
- ア 台風等発生時の小学校の措置内容を確認する。
- ⑥ 指導員体制
- ア 休校等により開設時刻が変更される場合

	正規指導員 (小規模・正規代替含む)	臨時指導員 (加配・フリー)
勤務体制	すべての開設時間内を勤務	児童数等に応じた指導員体制で勤務 <u>※指導員体制は正規指導員が決定し、臨時指導員に依頼する</u> <u>但し、所定労働時間の短縮や勤務時間帯の変更は原則不可</u>
開設時間	【 休 校 】 8：00～18：30 【 早 帰 り 】 下校時刻～18：30 【始業が遅れる】 8：00～登校時刻、放課後～18：30	
勤務時間	【 休 校 】 8：00～18：30 【 早 帰 り 】 下校時刻の 30 分前～18：30 ※臨時指導員は児童数等に応じて勤務 【始業が遅れる】 8：00～全児童を小学校まで送り届けてからクラブに戻るまでの時間 ※学校までの引率は原則複数の指導員で対応する	

⑦ 報告

ア 台風等の災害による対応内容等を事務局に報告する

	報告方法	報告内容
前日～当日	【開設時間内】FAXにて報告 【開設時間外】代表メールへ報告 <u>himawari@syakyo-niigatacity.or.jp</u>	小学校の措置内容
当日	出勤時にFAXにて報告	指導員の勤務体制 および施設の状況

⑧ 保護者への連絡

ア クラブ閉設の場合には、全保護者へ閉設する旨の連絡を行う。

ただし、学校休業期間において閉設する場合は、出席予定児童の保護者にのみ閉設する旨の連絡を行う。

イ クラブ開設の場合には、出席予定にもかかわらずクラブを欠席している児童の保護者へ確認の連絡を行う。

⑨ その他注意事項

ア 台風発生の時期にあわせて、台風等による早帰りや休校等の措置が取られる場合のクラブの対応について、保護者へあらためて周知する。

周知方法	周知内容
「クラブだより」、「保護者会」	・「入会のしおり」掲載内容 ・保護者の緊急連絡先の再確認

(3) 水害（豪雨）

① クラブの開設・閉設について…台風による非常事態に準じる。

② 児童が在所している時の対応

ア 雨がおさまるまでクラブで待機をさせ、安全確保に努める。

イ クラブ周辺及び児童の通所経路の河川の増水状況を確認したり、テレビや電話等で情報を収集したりして、的確な判断が下せるようにして、以後の措置を決定する。

ウ 児童の帰宅方法については、安全確保の面から考えて決定する。

- 指導事項を徹底させ、通常の帰宅方法により帰す。
- 指導員が引率して、帰宅させる。
- 保護者に迎えを要請して、帰す。

エ 施設及び児童に異状があった時は、社協に連絡・相談し、指示を受ける。

③ 川原で活動中の場合…直ちに活動を止め、安全な高台に避難する。

④ 児童への指導

ア 雨がおさまって、指導員や保護者の指示があるまでは外へ出ない。

イ 興味本位で川の近くに寄らない。

ウ 道路まで水が上がっている時は、溝などにはまらないように気をつける。

エ 傘をさして歩く時は、前や周りの状況が見えるようなさし方や姿勢で歩く。

(4) 大停電

① 児童が在所している時の対応

- ア 起こった時の気象条件等に適合した措置を、児童の健康面と心理的な不安を取り除く観点から検討し、速やかに且つ冷静に講じる。
- イ 状況によっては、保護者に、通常の時刻よりも早い迎えを要請する。
- ウ 可能な時点で、速やかに事務局へ状況を報告し、指示を受ける。

② 停電（それ以外の災害時も含む）に備えての事前の対応

- ア 次のものをクラブに常備しておく。
 - 停電時でも使用できる電話機
 - ラジオ
 - 懐中電灯
 - 乾電池
 - その他クラブで必要と思われるもの（石油ストーブ等）
 - 前渡金で購入できないものについては事務局に相談する
- イ クラブの電話も通じなくなるような災害が起きた時の対応策を考えておく。
 - クラブと保護者の間で緊急時の約束事を決めておく。
 - 職員の携帯電話を事務局に知らせておく。

IV 感染症等の対応マニュアル

1 集団風邪等に係る具体的な対応

1 事前準備 ～集団かぜの流行時期が来るまえに～

(1) クラブでの予防策として

日頃から手洗いやうがいの励行、室内の適当な湿度や換気等

(2) 小学校に対して

集団かぜ等により学級閉鎖等の措置がとられる場合には、指導員へ連絡いただく体制を整えておく。※集団かぜ以外の感染症に対しても同様

【必要な連絡内容】

① 学級閉鎖等小学校の措置内容 ② 「診断通知書」等の提出について

(3) P.18 に記載の内容を十分確認する

2 保護者への連絡

集団かぜ等により学級閉鎖等の措置がとられる場合のクラブの対応について、あらかじめ周知する。

周知方法	周知内容
「クラブだより」、「保護者会」	① 「入会のしおり」掲載内容 ② クラブで発熱等の症状が見受けられる場合は、保護者へ連絡すること ③ 保護者の緊急連絡先の再確認

3 指導員体制

(1) 学級閉鎖等の対応について

	正規指導員 (小規模・正規代替含む)	臨時指導員 (加配・フリー)
勤務体制	すべての開設時間内を勤務	児童数等に応じた指導員体制で勤務 ※ <u>指導員体制は正規指導員が決定し、臨時指導員に依頼する</u> <u>但し、所定労働時間の短縮や勤務時間帯の変更は原則不可</u>
開設時間	【学級閉鎖】8:00～18:30 【早帰り】下校時刻～18:30 【始業が遅れる】8:00～登校時刻、放課後～18:30	
勤務時間	【学級閉鎖】8:00～18:30 【早帰り】下校時刻の30分前～18:30 ※臨時指導員は児童数等に応じて勤務 【始業が遅れる】8:00～全児童を小学校まで送り届けてからクラブに戻るまでの時間 ※学校までの引率は原則複数の指導員で対応する	

◎学級閉鎖が長期（4日間）にわたる場合の指導員体制については事務局との協議のうえ決定する。4日未満の場合でも、正規指導員の体調不良等により勤務できない場合は、その都度事務局と協議のうえ決定する。

4 報告

(1) 事務局へ集団かぜ等感染症による対応内容等を報告する

	報告書類	報告内容
学級閉鎖	「集団かぜ、台風によるひまわりクラブ早期開設報告」 を事務局へ FAX	①早期開設期間及び開設時刻 ②閉鎖する学年・クラス ③出席見込み児童数 ④指導員体制
サーベイランス体制		① 1週間以内に感染者（児童・指導員）が10名以上である場合に報告

(2) その他

判断に迷う場合は、事務局に相談する。

ひまわりクラブ 事故発生時の対応手順
中・軽度なけが等の事故が発生した場合の具体的な対応

【中・軽度】

ひまわりクラブ

市子ども未来課

ひまわりクラブ事務局
連絡先 平日：☎025(248)7167
土曜日：☎090(9006)3313
※学校長期休業中も同様

事故発生

実態把握(緊急性の判断)

- ケガの部位・損傷の程度等を確認、救急処置の対応

＜下記の場合も含め、必要時はためらわずに保護者へ連絡＞

特に首から上のけがについては、けがの程度を軽くみず、大げさに考えるくらいの慎重さが必要である。

- 初期対応
 - 応急手当

事務局へ連絡

保護者へ連絡

- ケガの部位・損傷の程度やケガしたときの状況等を詳しく、正確に保護者へ説明し、医療機関への受診可否を確認する。(状況により、保護者のお迎えや受診をお願いする。)

＜指導員の緊急判断やひまわりクラブに受診を依頼された場合＞

同伴指導員

- 搬送車(タクシー)を手配し、医療機関へ同伴し搬送する。
 - ひまわりクラブ事務局(☎025(248)7167)へ事故の一報を電話で行う。

- 同伴指導員・ひまわりクラブ・ひまわりクラブ事務局(☎025(248)7167)へ連絡する。

- 児童・保護者へ見舞・経過説明(お詫)する。
 - 児童事故報告書を作成し、保険適用の有無にかかわらず直ちに保険代理店(有)川崎保険事務所(☎025(280)76183)とひまわりクラブ事務局(☎025(243)4376)にFAXを入れる。

- 同伴指導員として、事故発生時の状況及びそれ以後の一連の動きを、時系列に整理し記録しておく。

- 同伴指導員と残留指導員は、それぞれの記録を基に、クラブのまとめとして記録しておく。

＜保護者がお迎え後に受診する場合＞

- 当該児童の様子を観察し、状態を保護者へ正確に伝え、引き渡す。

- 翌日までに保護者へけがの状態確認(見舞)の連絡を入れる。

- ひまわりクラブ事務局(☎025(248)7167)へ連絡する。

- 児童・保護者へ見舞・経過説明(お詫)する。

- 児童事故報告書を作成し、保険適用の有無にかかわらず直ちに保険代理店(有)川崎保険事務所(☎025(280)76183)とひまわりクラブ事務局(☎025(243)4376)にFAXを入れる。

- 児童・保護者へ見舞・お詫ひする。

- 事故発生時の状況及びそれ以後の一連の動きを、時系列に整理し記録しておく。

＜受診しない場合＞

- 当該児童の様子を観察し、状態を保護者へ正確に伝え、引き渡す。

- 首から上のけがやクラブを休んだ場合については、翌日に保護者へけがの状態確認(見舞)の連絡を入れる。

- ひまわりクラブ事務局(☎025(248)7167)へ連絡する。

- 児童・保護者へ見舞・経過説明(お詫)する。

- 児童事故報告書を作成し、保険適用の有無にかかわらず直ちに保険代理店(有)川崎保険事務所(☎025(280)76183)とひまわりクラブ事務局(☎025(243)4376)にFAXを入れる。

- 児童・保護者へ見舞・お詫ひする。

- 事故発生時の状況及びそれ以後の一連の動きを、時系列に整理し記録しておく。

市子ども未来課育成支援係へ報告する。(☎025(226)1197)

係員・係長・課長補佐・課長・事務局次長・事務局長・常務へ報告する。

保険会社へ連絡する。(今後の総合的な対応や賠償等を確認)

学校へ連絡する。(今後の総合的な対応や現状等)

医師顧問・児童宅を訪問し、見舞・お詫ひする。

※ 報道関係等、部外者への対応は、社協と市が連携し対応する。(報道窓口を一本化する。)

※ 交通事故の場合は、警察(110番)に通報する。

※ 食中毒の場合は、保健所(☎025(226)1561)に連絡する。

— ひまわりクラブ 児童行方不明時の対応手順 —

ひまわりクラブ

ひまわりクラブ事務局

新潟市こども未来課

平日日中(8:30～18:30)：TEL025(248)7167

TEL025(226)1197

夜間・土曜日：TEL090(9006)3313
(学校長期休業中も同様)

□	<p>児童の行方の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠確認後、所在が不明の場合は、通常想定される範囲(他の児童への確認や学校・保護者への電話連絡等)により所在確認を実施する。 ※概ね30分を経過しても発見できない場合は「行方不明」と判断して差し支えない。
---	---

行方不明事案発生！

□	<p>一次探索開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひまわりクラブ事務局に行方不明の一報を入れる。 ・学校及び保護者に行方不明の連絡及び状況報告する。 ・児童の友人宅や可能性のある連絡先に確認の電話をする。 ・クラブ周辺や通学経路等を可能な範囲で探索する。
---	---

□	<p>行方不明事案発生の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長へ報告⇒課長補佐・課長へ報告する。 ・係内の在席者及び地区担当・指導担当に情報共有する。 ※夜間・休日の場合は連絡網により係員に情報共有する。 ・保育の体制についてクラブと相談し、決定する。
---	---

一次探索を開始してから、概ね30分毎を目安に事務局に状況報告。

※事務局からも適宜クラブに状況を確認する。

□	<p>児童発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案の終結後、必要に応じて顛末を事務局にFAXで報告する。
---	---

□	<p>行方不明継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探索を継続する。 ・学校及び保護者、関係機関(警察)等と適宜情報交換を実施する。
---	---

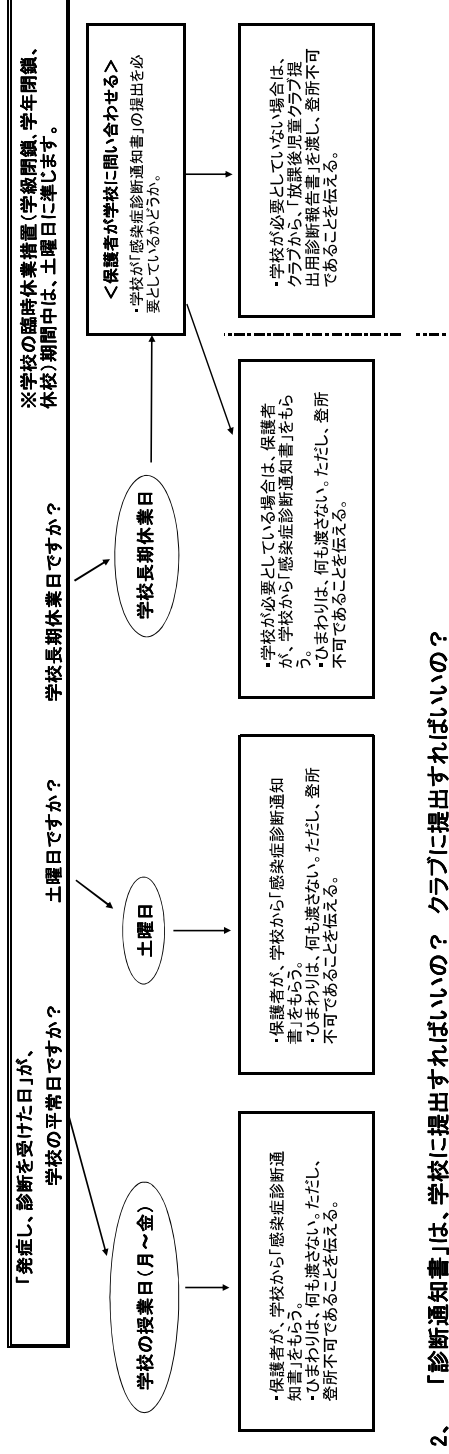
□	<p>行方不明事案への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長へ報告⇒課長補佐・課長・事務局次長・事務局長へ報告する。 ※夜間・休日の場合は連絡網により係員に情報共有し、対応を検討する。 ・所属長及び上長の指示により、状況に応じて迅速な対応をする。 ※可能な範囲で係員は総出で対応、他部署等の応援要請は所属長等の判断による。 ・新潟市こども未来課及び関係機関との連絡調整を実施する。
---	--

□	<p>行方不明事案への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報把握及び関係機関との連絡調整を実施する。 ・必要に応じて、捜索等の対応の指示をする。
---	---

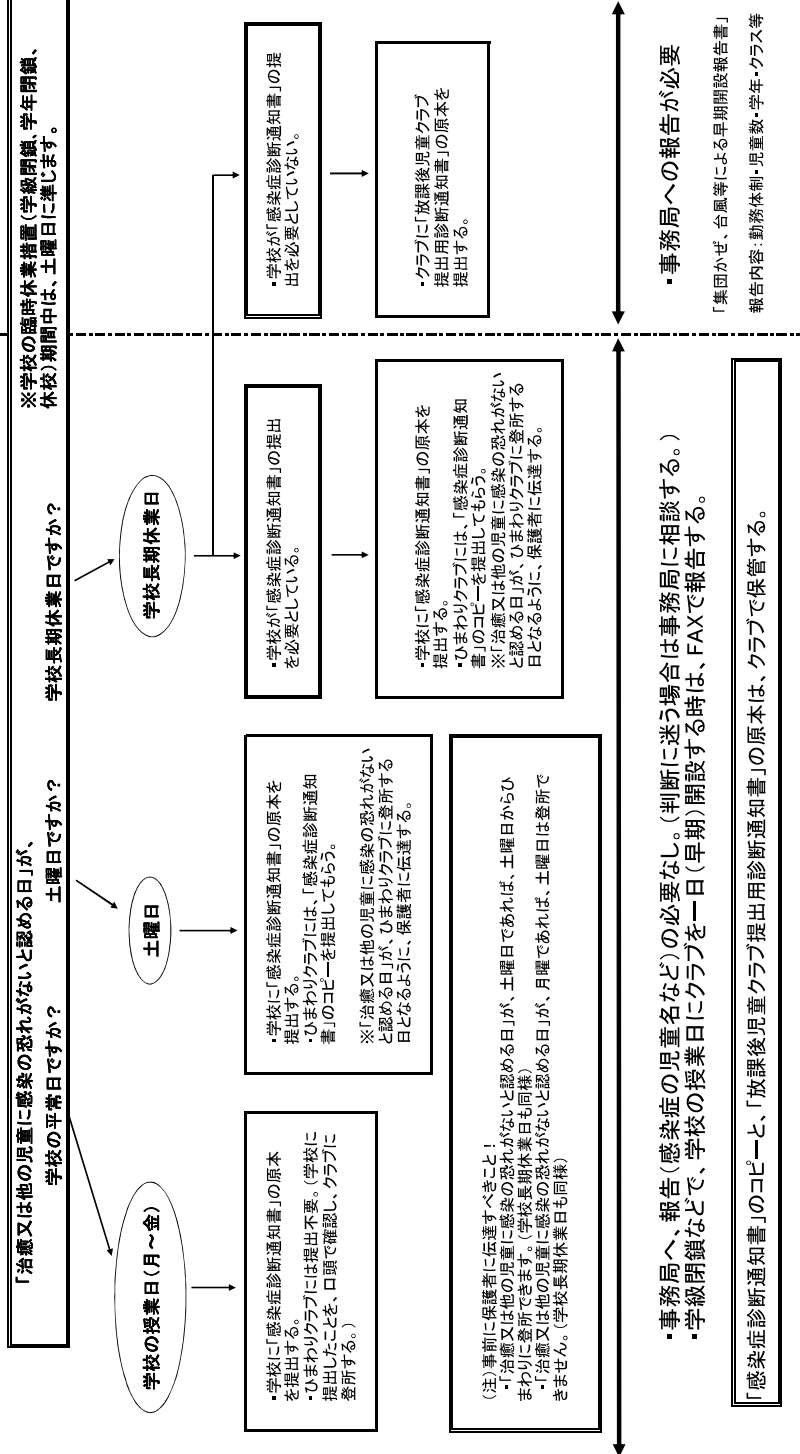
※「警察への連絡」について
【保護者からの相談があった場合】
保護者から警察へ連絡していただくよう依頼をする。
【保護者から相談がない場合】
事案発生30分後に事務局へ経過報告をした時に相談する。

＜感染症の対応手順＞

1. 「診断通知書」は、学校からもらえればいいの？ クラブからもらえればいいの？



2. 「診断通知書」は、学校に提出すればいいの？ クラブに提出すればいいの？



参 考

※通知文書から

新教指第1247号

平成15年9月12日

新潟市立学校（園）長 様

新潟市教育委員会教育長

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（通知）

今月2日には、村上市内の中学校女子生徒が、昨夜（11日）には、新潟市内の小学校女子児童が行方不明になるという事件が発生しております。幸い、新潟市内の女子児童については、無事保護され大変喜んでいるところですが、村上市内の女子生徒については、一日も早く元気な姿で戻ってこられることを願ってやみません。

このようなことを受けて、各学校・園においては、これまでも、登下校時における幼児児童生徒の安全確保について、十分な指導と配慮をいただいているところですが、下記のこと特に留意し、これまで以上に指導の一層の徹底をお願いします。

記

- 1 できるだけ一人で登下校することは避けること。
- 2 見知らぬ人の誘いには絶対にのらないこと。
- 3 危険を感じたら、「こども110番の家」や近くの家へ逃げ込むこと。
- 4 暗くならないうちに帰宅できるよう、部活動や放課後活動を早めに切り上げるなど、下校時間に十分配慮すること。
- 5 学級担任は一人ひとりの登下校の状況を確認し、適切な指導をすること。
- 6 登下校の安全については、保護者と連絡を密にして対応すること。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第9号）
第17条第2項の規定に基づき、通学路等における安全確保のための指針を次のよ
うに定める。

平成17年10月20日

新潟県知事	泉田 裕彦
新潟県教育委員会委員長	敦井 榮一
新潟県公安委員会委員長	小林 宏一

通学路等における子どもの安全確保のための指針

(以下、必要箇所のみ抜粋)

○ 学校等の安全教育等の推進

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、次により安全教育等の推
進に努めるものとする。

① 実践的な安全教育の実施

ア 危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を
身に付けさせるための実践的な指導

イ 安全マップ作成への子どもの参画及び安全マップを活用した危険箇所の周
知等

ウ 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報及び保護者や学校等への
速やかな連絡の徹底

エ 複数名による登下校等の指導

② 保護者に対する要請等

家庭における安全教育の実施及び子どもが不審者に遭遇した場合や子どもの
未帰宅事案が発生した場合の速やかな110番通報等の要請

(注1)「学校等」とは、次の施設をいう。

(5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業（放課後児童健全育成事業）
を行う施設

雇児育発第1214001号

平成17年12月14日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における
安全点検リストについて

児童の健全育成につきましては、かねてより種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び児童館の利用児童の安全確保については、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）等により、これまでも対応をお願いしてきたところではありますが、これから冬休み期間に入るに当たり、より一層の注意喚起が必要と思われる。

こうしたことから、厚生労働省では、上記通知を踏まえた具体的な留意事項をまとめた安全点検リスト（別添参照）を作成しましたので、管内市町村、放課後児童クラブ、児童館に対して十分に周知いただくとともに、これらも参考に再度点検等を行い、児童の安全に万全を期すようお願いいたします。

なお、同リストにおいて、学校や警察との関係についても項目としているところですが、本通知の発出に当たって文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課、警察庁生活安全局生活安全企画課にも協力依頼を行っていることを申し添えます。

放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト

放課後児童クラブにおける点検項目（放課後児童クラブ用）

1 方針・研修・点検

- 1 市町村の指針などに基づいて、児童の来所・帰宅時の安全確保についての方針を作成しているか。
- 2 その方針を児童、保護者に周知し、実際に機能できるようにしているか。
- 3 市町村などが主催する児童の安全に関する研修会などに積極的に参加しているか。
- 4 地域の関係機関・団体などと連絡を取り合い、安全確保に関する情報交換が迅速に行えるようにしているか。
- 5 不審者情報などの連絡が入ったときに、必要な手立てを迅速に講じられるように職員間の共通理解が図られているか。

- 6 職員が児童と一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行っているか。
- 7 職員が児童と一緒に「子ども110番の家」などを実際に訪問して、児童自身が自分たちの安全な場所として理解する取り組みをしているか。
- 8 緊急時に保護者や関連する部署と連絡を取り合い、適切な対応ができるように体制が整っているか。

2 放課後児童クラブが保護者・児童へ促す点検項目

- 9 保護者が児童と一緒に通所経路の安全確認を行うように呼びかけているか。
- 10 また、定期的に行うよう呼びかけているか。その結果が反映されるような取り組みがなされているか。
- 11 保護者が児童と一緒に、通所経路にある「子ども110番の家」や商店などに直接伺って、顔見知りになるように呼びかけているか。
- 12 「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた同じ経路を通って帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはのらない」などを児童・保護者に呼びかけているか。
- 13 危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの大人や民家、商店などに助けを求めるよう児童・保護者に呼びかけているか。
- 14 児童がとるべき安全対策について家庭でも繰り返し指導し、児童自身がそのことを身につけられるように保護者に呼びかけているか。
- 15 児童や保護者に不安がある場合は、「保護者が迎えに来る」「近所同士で協力し、また、ファミリー・サポート・センター・シルバー人材センターなどを活用して迎えを頼む」などして、児童の安全を確保するように保護者に呼びかけているか。

3 放課後児童クラブが学校へ促す点検項目

- 16 児童の来所・帰宅時の安全確保についての方針を学校に示し、理解を得ているか。
- 17 日ごろから児童の下校時刻を常に把握できるように学校と連絡を取り合っているか。
- 18 特別な事情で下校が遅れるときなどは、学校から連絡があるような体制ができているか。
- 19 学校からの経路や帰宅の経路について安全点検を学校と協力して行っているか。

4 放課後児童クラブと地域の関係機関・団体との関係で行う点検項目

- 20 日ごろから地域の関係機関・団体などと接触し、児童の地域での行動についての共通理解を深めているか。
- 21 日ごろから地域の関係機関・団体などの会合に出席して、安全に関する情報を交換しているか。
- 22 地域の関係機関・団体などに事業内容、児童の来所・帰宅時の状況を知らせ、理解を得ているか。
- 23 地域の関係機関・団体などと連携して、児童の安全に不安がある箇所などの点検を行い、改善の取り組みをすすめているか。
- 24 地域の関係機関・団体などに児童の来所、帰宅時に合わせたパトロールなどの取り組みを要請しているか。